

軽自動車税に関する通知書等の公示送達について

軽自動車税の関係文書を令和8年7月17日に発送しましたが、返送されたため、長門市役所に保管してあります。なお、申出があれば、いつでも交付します。

これは、地方税法第20条の2第2項の規定による公示であり、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示日（公示した日）

令和8年8月31日

送達を受けるべき者の氏名（順不同）

西嶋 孝浩

問い合わせ先

税務課徴収対策室 電話番号 0837-23-1126